

ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備に関する推進計画

令和5年6月

長岡市
長岡市教育委員会

はじめに

中学校等における部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の育成等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担っています。

しかし、近年では、少子化が深刻化する中、特に持続可能性という面での課題や、経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって負担となっていることなどが指摘されています。

こうしたことから、令和2年9月に、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする」ことを示しました。

令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方など、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

長岡市では、令和2年度以降、生徒の立場を最優先した具体的な地域移行を実現することを目的に、検討委員会を設置し、地域移行に向けて様々な観点から協議してきました。

このたび、検討委員会での協議を踏まえ、心身ともに成長する大切な時期の中学生が学校区や家庭環境にとらわれず、希望するスポーツや文化芸術活動に取り組めるように、継続的な環境整備の第一段階として、改革推進期間における推進計画をまとめました。

なお、この計画は、「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）」、「文化部活動の地域移行に関する提言（令和4年8月9日）」及び「新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）の方針について（通知）（教保第1325号 令和5年3月29日）」の趣旨を踏まえたものです。

これまで学校単位で教員が担うことを前提として行われてきた部活動の教育的意義や役割を地域に継承し、発展させるために、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、生徒をはじめ、学校、地域、保護者に共通理解を得るための意識改革や部活動の地域移行のためのジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備への取組にご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年6月

長岡市・長岡市教育委員会

目 次

1 ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備に関する推進計画の策定の趣旨	1
2 部活動地域移行に向けた基本方針	1
3 現状	1
(1) 市内中学校の部活動の実態	1
(2) 地域移行に向けたこれまでの取組	1
① 検討委員会の設置と開催	1
② 関係者への情報提供	2
③ 移行室の設置	2
4 新たな環境整備に向けた今後の取組	2
(1) 地域移行開始時期	2
(2) 保護者等への情報提供	3
(3) 地域移行に係る制度設計を行う管理主体	3
(4) 地域移行後の実務を担う運営主体	3
(5) 指導者の配置・人材バンクの設立	3
(6) 指導者研修体制の検討	4
(7) 支援に関する検討	4
(8) 学校施設・学校開放に関する検討	4
(9) コーディネーターの配置及び種目別エリアへの移行	4
(10) 運営協議会の設置	5
(11) 計画の見直し	5

1 ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備に関する推進計画の策定の趣旨

ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備に関する推進計画（以下「推進計画」という。）は、実態に合った長岡市立中学校（以下「市立中学校」という。）の部活動の地域移行を実現するため、令和5年度からの改革推進期間における取組の展望を示し、地域移行を機に青少年が心豊かにスポーツや文化芸術活動に取り組むことができる、よりよい地域の環境整備を推進することを目的とします。

2 部活動地域移行に向けた基本方針

推進計画に基づき協議した内容を踏まえ、令和5年度中に「長岡市立中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的な基本方針」を策定します。

3 現状

文部科学省による「教員勤務実態調査（平成28年度）」では、中学校の教員が、休日の部活動に従事する時間が、平成18年度に比べて、約1時間増加していることが明らかにされています。

また、文部科学省が平成27年に示した「学校現場における業務改善のためのガイドライン2015」では、部活動指導に従事している教員のうち、部活動指導や大会引率を負担に感じている教員の割合が50%近くであったことが報告されています。

（1）市立中学校の部活動の実態

令和4年度の各種調査では、市立中学校の全生徒数は約6,700人。所属割合は約70%が運動部、約20%が文科系部活動に所属しています。10年前と比較した場合、生徒数は83%、運動部活動設置数は89%と緩やかな減少傾向ですが、部活動加入割合は変わらず、全国的にも学校部活動加入率は高くなっています（平成29年スポーツ庁運動部活動加入率調査結果の加入率65%との比較）。

（2）地域移行に向けたこれまでの取組

① 検討委員会の設置と開催

長岡市教育委員会では、小・中学校長会、スポーツ協会、芸術文化振興財団、小・中学校体育連盟、PTA連合会（保護者）及び関係担当部署の職員等を構成員とする「長岡市ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備検討委員会」を設置し、実務担当者による小委員会及び4つの部会を含め、地域移行に向けた情報交換、課題の抽出、解決方法の検討などを行ってきました。

検討委員会開催経緯

R2. 2月 検討準備委員会	R4. 10月 第2回検討委員会・検討小委員会
R3. 4月 第1回検討委員会・ワーキング部会合同会議	R5. 1月 地域移行ニュース発行No.2
8月 第2回ワーキング部会	2月 第3回検討小委員会
R4. 2月 第2回検討委員会・第3回ワーキング会議	3月 第3回検討委員会・第4回検討小委員会
4月 地域移行ニュース発行No.1	5月 第1回検討委員会・検討小委員会
6月 第1回検討委員会・検討小委員会	

4つの部会

関係団体などへの説明と協議、意向の集約（実施回数は各団体による）

A) スポーツ振興課部会	スポーツ推進委員連盟、支所関係部署
B) スポーツ協会部会	競技団体・地区スポーツ協会・各委員 総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団
C) 教育委員会部会	校長会・中学校体育連盟 PTA連合会
D) 文化振興課部会	地域部活動設置分野の吹奏楽、音楽、 芸術団体、芸術文化振興財団

② 関係者への情報提供

長岡市の関係部署（学校教育課、スポーツ振興課、文化振興課）、（公財）長岡市スポーツ協会、（公財）長岡市芸術文化振興財団のそれぞれが担当する部門における情報提供や協議を行ってきました。

また、児童生徒とその保護者に対しては、「地域移行 News」を適時発行しました。

③ 移行室の設置

令和5年4月、ジュニアスポーツ・文化芸術活動環境整備に関する全体調整と、検討会の事務局を担当する「部活動地域移行室」を教育委員会内に設置しました。

4 新たな環境整備に向けた今後の取組

(1) 地域移行開始時期

令和7年度の新体制移行時（8月夏休み明け）に、基本、全市一斉に休日の部活動の地域移行を開始します。対象となるのは令和5年度の小学5・6年生で、それぞれ中学1・2年生の時となります。

（ただし、種目によっては事情により令和6年度の新体制移行期に開始する場合があります。*1）

新体制移行時に開始とする理由は、年度代わりの4月は、3年生にとって引退前の最後の大会前であり、部活動体制の変更による混乱を避けるためです。

R5	R6	R7	R8
	*1	8月 休日：移行開始	

技術の向上や選択の幅を広げ、複数種目を経験できる場としての活動を目的に設置（現在のモデル事業からの発展形）

R5	R6	R7	R8
	4月 一覧案内開始		

健康志向、趣味志向者対象の取組（次期学習指導要領での部活動の取り扱いにより変更あり）

R5	R6	R7	R8
		協議開始（運用開始時期未定）	

(2) 保護者等への情報提供

- 令和5年度 ・移行開始時に対象となる現小学5・6年生保護者（紙面又は説明会）
 ・関係団体（運営計画全般）
 令和6年度 ・市民向け（市政だより）

R5	R6	R7	R8
小学5・6年保護者説明 関係団体説明	市民向け 全体計画	これ以降は制度改正や必要時に随時情報発信	

(3) 地域移行に係る制度設計を行う管理主体（＝現在は部活動地域移行室）

学習指導要領において中学校の平日の部活動が廃止となるまでの間は、教育委員会内に管理主体となる事務局を設置し、制度設計を行います。

R5	R6	R7	R8
運用開始 *2			

*今後の状況により、管理主体が移管される場合もあります。

(4) 地域移行後の実務を担う運営主体

運営主体は、参加者の申込受付、保険加入、指導者謝金の支払い等の業務を担います。
 令和5年度に決定し、令和7年4月からの運用開始を検討します。

R5	R6	R7	R8
協議・決定	準備	4月 運用開始	

(5) 指導者の配置・人材バンクの設立

地域移行後の指導者となる人材を育成し、登録する仕組みを検討します。

令和5年度 身分や委託内容等の詳細を決定

令和6年度 募集開始

◆指導者登録の時期や年度途中での登録・脱退は、各自の事情を優先し特に定めません。

R5	R6	R7	R8
報酬・身分等詳細決定 兼職兼業規定詳細決定	5月 募集開始		

※教員の指導希望実態調査を令和6・7年度の2年間実施します。

希望する教員と地域指導者の打ち合わせを令和7年度6月に実施予定

(移行開始前から希望する地域指導者の部活動参加についての対応は事前研修扱いで無報酬)
 ※指導者評価を実施します。指導や再研修参加、登録抹消等の詳細を決定します。

(6) 指導者研修体制の検討

指導者の資質の維持、向上等のための以下の研修体制を検討します。

- ① 登録する全ての指導者を対象に事前研修参加を義務付けます。
 (指導を希望する教員、資格を有する指導者、一般指導者)
- ② 各関係団体が主催する指導者対象の研修会を案内し、積極的な研修参加を促すとともに
 JSP0 ((公財) 日本スポーツ協会) や関係団体が実施している「指導者資格取得」の案内を
 行います。

R5	R6	R7	R8
研修内容協議・決定		2月 研修開始 (以降、年4回程度実施予定)	

(7) 支援に関する検討

次のような支援を検討します。

- ① 保護者の経費負担に対する支援
- ② 経済的困窮家庭に対する支援
- ③ 送迎に対する支援

R5	R6	R7	R8
内容協議・決定	準備期間	4月 保護者説明	8月 支援開始

(8) 学校施設・学校開放に関する検討

休日移行対応と平日移行対応の2パターンの対応を検討します。

R5	R6	R7	R8
協議・決定 予算要求	施設改修工事	工事(2期)	8月 運用開始 平日移行時の学校開放時間の協議

(9) コーディネーターの配置及び種目別エリアへの移行

〈コーディネーター〉

各種目等に以下の役割を担う中学校現場状況に精通したコーディネーターを配置します。

- ① エリア設定に関すること (合併や分割)
- ② 種目等の状況把握 (参加者状況、指導者状況、課題等)
- ③ 競技団体、関係団体との連絡調整

R5	R6	R7	R8
詳細決定	委託 コーディネーター協議会	5月 運用開始	

〈種目別エリア〉

中学校体育連盟の規定の変更に伴い、在籍校の設置部活動による選択の格差が是正されるため、中学生と学校にとって混乱の少ない移行期を設定します。

R5	R6	R7	R8
中体連規定による対応		8月 運用開始	
	エリア協議①	エリア協議②	

(10) 運営協議会の設置

- ・ 検討委員会は、平日の部活動地域移行完了後、運営協議会へ移行します。構成員は、検討委員会の所属団体代表を基本としますが、状況に応じて構成員は再度協議し決定します（時期未定）。
- ・ 運営協議会の事務局は管理主体とします。

(11) 計画の見直し

中学校体育連盟や吹奏楽連盟の方針や全国大会、コンクール等への参加基準の見直しが予想され、また学習指導要領の改定期を前に、部活動の地域移行における状況は今後も未確定な部分が多いことから、その時々状況に応じ、計画の見直しを行うものとします。